

14 西南戦争熊本城矢文・征矢

二点

紙本墨書、竹、羽

矢文・一三・二×一八・五 矢・長八六・五

明治十年（一八七七）

明治十年（一八七七）三月、西南戦争の折り、熊本城に籠城する政府軍に対して、西郷軍より放たれた矢と、そこに結び付けられた矢文である。矢は鏃に近い部分の途中で折られているが、これがいつ折られたものかは明らかでない。矢文は籠城する兵士たちの不安を募らせ、投降をうながす内容となっている。矢羽の間にも降伏を勧める墨書がある。

城の西側に隣接する小高い丘、段山^{だんやま}は西郷軍からの攻撃を激しく受けた場所である。『熊本鎮台戦闘日記』（明治十五年）によれば、三

月十日、段山の西郷軍より城に向かって矢文が発射され、その同文が線外の見やすい各所に掲示されたという。『熊本鎮台戦闘日記』掲載の矢文と、この矢文とは一部に語句の違いはあるが、内容はほぼ一致している。

熊本城の籠城戦を率いたのは、熊本鎮台司令長官谷干城^{たにたてき}であった。

二月二十二日に西郷軍の強襲をうけ、四月十四日に包囲^{たてこも}を解かれるまでの五十余日にわたり、谷は籠城に耐えた。西郷軍が屈強な土族兵を中心としていたのに対し、始まってまもない徴兵制によって集められた兵士をまとめ、兵糧も限られるなかで城を守り通したその功績は、政府にとって計り知れないものがあった。明治天皇は四月、侍従片岡利和を遣わして各戦地を慰労されたが、矢と矢文はこの折りに谷が片岡侍従を通じて献上したものである。収納箱の蓋裏には当時宮内七等属にあった渥美正幹により本品の由来が記されている。

矢羽の間に記された墨書

「おふえんは皆うちやふれり籠城の者共兵器をすて、くたり来たらは命をたすくる者也

熊本隊中



箱蓋裏の墨書（は改行を示す）

「明治丁丑之役陸軍少将谷干城守熊本城賊围城数重弥月城中糧乏兵勞危在旦夕会有賊發矢者縛書其幹曰我将西郷隆盛等率衆來攻將勇士銳所向無前山鹿高瀬諸望風潰走当是時諸君徒視孤城空恃險阻糧不繼四絕庇援不滅何待我思旧誼致意諸君降則有重賞否則一葦屠殺輒禍為福唯其所簡莫復貽悔少將捨而不顧益嚴守備校卒亦能從其約束担与城郭期存亡居数旬諸道官軍來会賊兵大敗所在潰散而熊本城围初解矣於是天皇特遣侍從片岡利和慰勞少将少将感激涕泣手捧鬻日所獲之矢与書跪曰今日之事实因陛下之威靈願献之陛下侍從還即奏天皇嘉称不措顧左右曰是矢可以為万世之龜鑑也耳嗚呼彼食馬殺妾割股焚骨百敗不撓者非不忠且烈也然一死報國未能挫敵鋒今少将以不可奪之大節擬不可拔之堅城以樹偉勲賢於古名将数等矣今距丁丑之役十年天皇慮人忸治平或忘當時之艱難命侍臣重匣以納諸御庫夫一矢之微尚且愛寵以励天下忠義之氣在廷諸臣寧可不奉体聖旨乎臣正幹當時職掌庶務面睹其事因追叙梗概如斯非職宮内七等屬臣溥美正幹謹記」

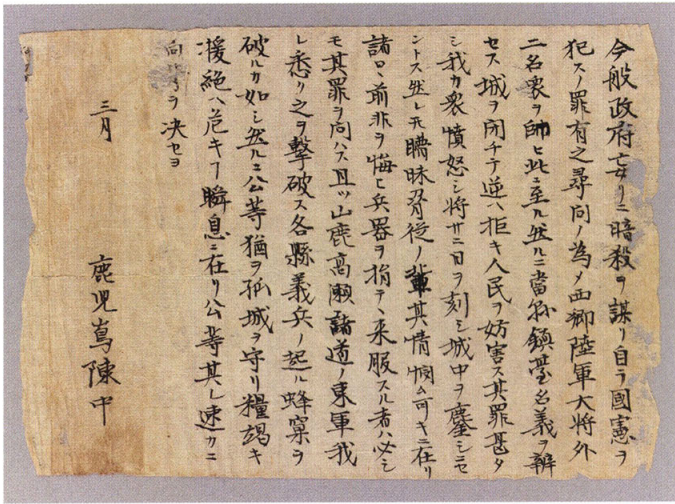
矢文

「今般政府妄リ二暗殺ヲ謀リ自ラ国憲ヲ

犯スノ罪有之尋問ノ為メ西郷陸軍大將外二名衆ヲ帥ヒ此ニ至ル然ルニ当県鎮台名義ヲ弁セス城ヲ閉チテ逆ヘ拒キ人民ヲ妨害ス其罪甚タシ我力衆憤怒シ将サニ曰ヲ刻シ城中ヲ鑿シニセントス然レトモ矇昧脅從ノ輩其情憫ム可キニ在リ諸口、前非ヲ悔ヒ兵器ヲ捐テ、來服スル者ハ必シモ其罪ヲ問ハス且ツ山鹿高瀬諸道ノ東軍我レ悉ク之ヲ撃破ス各県義兵ノ起ル蜂窠ヲ破ルカ如シ然ルニ公等猶ヲ孤城ヲ守リ糧竭キ援絶ヘ危キコト瞬息ニ在リ公等其レ速カニ向背ヲ決セヨ

三月

鹿見島陳中



三月

鹿見島陳中

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

珍品ものがたり

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 58

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁
平成二十四年七月二十一日発行

© 2012, The Museum of the Imperial Collections